

～「通所リハビリテーション アトラス若葉」重要事項説明書～

<令和 7年 3月 17日現在>

1. 通所リハビリテーション アトラス若葉概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者	医療法人 瀬戸医心会
事業所	アトラス若葉
所在地	愛媛県松山市小川甲82番地 三好整形外科医院 3階
管理者	三好 諄
定員	20名
介護保険指定番号	松山市指定 : 3811110133 号
事業所電話番号	089-994-2888
通常の事業の実施地域	松山市、今治市菊間町（島嶼部は除く）

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	三好整形外科医院が開設する（介護予防）通所リハビリテーションは、要介護または要支援状態にある利用者に対し、適正な（介護予防）通所リハビリテーションを提供する。
運営の方針	（介護予防）通所リハビリテーションの事業は、要支援、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示の下、機能訓練や日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持を行うとともに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(3) 当事業所の職員体制

職 種	勤務体制	計	業務内容
管理者	常勤兼務	1名	職員の管理及び施設の管理 利用者のADL等健康管理、診療。
医師			
看護師	非常勤専従	1名以上	健康状態の把握と維持のための適切な措置をとる。
介護職員	常勤専従	3名以上	心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実のため、適切な介護を行う。
	非常勤専従	2名以上	

(4) 事業所の設備等

定員	20名
食堂兼機能訓練室	107.5㎡
浴室	一般浴槽、リフト浴槽
相談室	1室
送迎車	5台

(5) 営業日

営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の休日及び盆休み、年末年始は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分とする。 （サービス提供時間：午前9時30分～午後4時30分）

2. サービス内容

(1) 身体介護に関する内容

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排せつの介助、移動・移乗の介助他必要な身体の介護等。

(2) 入浴に関する内容

家庭において入浴することが困難な利用者に対し、必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介助、身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な入浴の介助。

(3) 食事に関する内容

食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
準備・後始末の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助。

(4) アクティビティに関する内容

利用者が生きがいのある日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や、家庭での日常生活に必要な基礎的サービス（訓練）及び機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。

レクリエーション・グループワーク・行事的活動・体操・機能訓練等。

(5) 送迎に関する内容

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者について必要なサービスを提供する。

移動・移乗動作の介助・送迎等。

(6) 相談、助言に関する内容

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
日常生活動作訓練の相談・助言、日常生活自助具の利用方法の相談・助言、その他必要な相談・助言等。

3. 利用料等

(1) 通所リハビリテーション利用料

- 介護予防通所リハビリテーション費
(要支援1・2が対象：1月につき)

<基本額>

	基本 (円/月)
要支援1	2,268
要支援2	4,228

<加算額>

サービス提供体制加算 III	要支援1	24/月
	要支援2	48/月
介護職員等処遇改善加算 II		所定単位数の8.3%
若年性認知症受入加算		240/月

<減算額>

介護予防通所リハビリテーションについて、利用開始日の属する月から12月を超える長期利用の場合の評価が減算されます。	
要支援1…120/月	要支援2…240/月

- 通所リハビリテーション費
(要介護1～5が対象：1回につき)

<基本額>

	6時間以上7時間未満 (円/回)
要介護1	715
要介護2	850
要介護3	981
要介護4	1,137
要介護5	1,290

<加算・減算額>

入浴介助加算 I	40/日
サービス提供体制加算 III	6/回
介護職員等処遇改善加算 II	所定単位数の8.3%
若年性認知症受入加算	60/日
送迎減算	-47/片道につき

5. 秘密保持等

- (1) 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密は漏らしません。
- (2) 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

6. 虐待の防止のための措置

- (1) 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。
 - ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

7. 緊急時の対応方法

事業者は介護サービスの提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、まず緊急連絡先に連絡し、共同して主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに松山市、ご家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為の対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動と損害賠償保険契約を結んでおります。)

9. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 暴風雨雪等の警報が発令され、送迎に危険な場合は事業を休止いたします。

- (3) 非常災害に関する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- (4) 定期的に避難、救出その他必要な訓練をおこないます。(年2回)

10. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 火気の手扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込まないようお願いします。
- (2) 事業所内の設備・器具・リハビリ機器等の利用は、本来の用法に従って利用をお願いします。
- (3) 所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者本人でお願いします。
- (4) 他の利用者への迷惑となる行為は行わないようお願いします。

(介護予防) 通所リハビリテーション アトラス若葉のサービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

事業者所在地	愛媛県松山市小川甲82番地
法人名	医療法人 瀬戸医心会
代表者	理事長 三好 諄
説明者氏名	

私は、本書面により事業者から、(介護予防) 通所リハビリテーション アトラス若葉について重要
事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名